新　旧　対　照　表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 赴任旅費１～５　略＜参考＞（１）職員対象の赴任旅費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 　　　　支　給　内　容 | 　　備　　　考 |
| 移転料 | 赴任に伴う移転のための家財の運搬等に係る経費について、距離（旧住居から新住居までの間）区分による上限額の範囲内で領収証により支給する。①引越業者に依頼した場合・引越業者に支払った料金（有料道路の料金等を含む）・宅急便代②レンタカーを利用した場合・レンタカー業者に支払った料金（乗り捨て料金を含む）・ガソリン代・有料道路の料金③自家用車をフェリーで運搬した場合・フェリーの航送料金**※　引越業者等の領収証等要添付****※　住民票要添付****※「一定の要件を満たした場合の金額を適用する場合」****・移転料請求金額確認書要添付****・３社以上の引越業者から徴した見積書要添付** | ①引越日について・異動発表日以後が対象（原則）　・異動発表日から異動発令日以後１月の間の複数　の引越は同一のものとみなす。②扶養親族の移転を伴わない場合、距離区分により定められた上限額の２分の１とする。③職員のための公設宿舎に命ぜられて居住する又は明け渡す場合、並びに異動に伴い職員住宅を退去しなければならない場合は、新旧の住居間又は新旧の勤務公署間の路程が８キロメートル未満であっても支給対象。 |
| 以下略 | 　以　下　略 | 以　下　略 |

（２）～（３）　略（４）移転料の上限額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 距　離　区　分 | 金額（単位:円） | 一定の要件を満たした場合の金額（単位:円） |
| 陸　路　　8ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満 | 140,000 | 280,000 |
| 陸　路　　8ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上　 　50ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満 | 160,500 | 321,000 |
| 陸　路 　 50ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上 　100ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満 | 184,500 | 　369,000 |
| 陸　路 　100ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上 300ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満 | 228,000 | 　456,000 |
| 陸　路 　300ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上 500ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満 | 374,000 | 　561,000 |
| 陸　路 　500ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上1,000ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満 | 496,000 | 　744,000 |
| 陸　路　1,000ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上1,500ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満 | 522,000 | 　783,000 |
| 陸　路　1,500ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上2,000ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満 | 558,000 | 　837,000 |
| 陸　路　2,000ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上 | 648,000　 | 　972,000 |

　　※１～４　略　　※５「一定の要件を満たした場合の金額」は、令和2年12月25日以後の赴任に係る移転料から適用する。　　　　　また、一定の要件欄を適用するためには原則として３社以上の引越業者から見積書を徴し、最も安価な引越業者を選定する。　　　　　ただし、引越業者側の事情により見積りを３社から徴することができない場合は、※メタサーチサイトによる検索等を幅広く行うこと。その上で見積もりができないという回答があった場合は、その旨のメールの写し、引越業者から電話等で聞き取った内容を記載した申立書又はこれらに相当する書類を添付すること。　※メタサーチサイト　　引っ越し一括の見積りができるサイト | 赴任旅費１～５　略＜参考＞（１）職員対象の赴任旅費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 　　　　支　給　内　容 | 　　備　　　考 |
| 移転料 | 　赴任に伴う移転のための家財の運搬等に係る経費について、距離（旧住居から新住居までの間）区分による上限額の範囲内で領収証により支給する。①引越業者に依頼した場合・引越業者に支払った料金（有料道路の料金等を含む）・宅急便代②レンタカーを利用した場合・レンタカー業者に支払った料金（乗り捨て料金を含む）・ガソリン代・有料道路の料金③自家用車をフェリーで運搬した場合　・フェリーの航送料金**※　引越業者等の領収証等要添付****※　住民票要添付** | ①引越日について・異動発表日以後が対象（原則）　・異動発表日から異動発令日以後１月の間の複数　の引越は同一のものとみなす。②扶養親族の移転を伴わない場合、距離区分により定められた上限額の２分の１とする。③職員のための公設宿舎に命ぜられて居住する又は明け渡す場合、並びに異動に伴い職員住宅を退去しなければならない場合は、新旧の住居間又は新旧の勤務公署間の路程が８キロメートル未満であっても支給対象。 |
| 以下略 | 　以　下　略 | 以　下　略 |

（２）～（３）　略（４）移転料の上限額

|  |  |
| --- | --- |
| 距　離　区　分 | 金額（単位:円） |
| 陸路　　 　　　　　　　　8ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満 | 140,000 |
| 陸　路　　　8ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上　 50ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満 | 160,500 |
| 陸　路　 　50ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上 100ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満 | 184,500 |
| 陸　路　　100ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上 300ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満 | 228,000 |
| 陸　路　　300ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上 500ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満 | 374,000 |
| 陸　路　　500ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上1,000ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満 | 496,000 |
| 陸　路　1,000ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上1,500ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満 | 522,000 |
| 陸　路　1,500ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上2,000ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満 | 558,000 |
| 陸　路　2,000ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上 | 648,000 |

　　※１～４　略 |